

特定非営利活動法人印旛沼広域環境研究会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 印旛沼広域環境研究会（以下「本法人」という）という。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を千葉県佐倉市王子台5丁目6番地33に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、地域の住民、行政、地域企業、団体、機関、学校等に対し、印旛沼の環境改善と同地域のまちづくりに関する事業を行い、地域住民の暮らしやすい生活に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

[特定非営利活動に係わる事業]

- ① 印旛沼水質浄化研究会の開催と同研究活動及び講演会、懇談会等の開催
- ② 印旛沼水質浄化の必要性の広報活動、又は地域住民及び行政との意見交換
- ③ 印旛沼水質浄化の意義と改善のための方法を考えるフォーラムの開催
- ④ 印旛沼、周辺地域及びその周辺の人と自然との調和を取り入れた水環境と、周辺地域の総合的な環境並びに地域整備事業の提言と支援活動

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（平成10年法律第7号以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会し、会費を払う個人又は団体
- (2) 準会員 本法人の目的に賛同するも、会費を払わない個人又は団体

(入 会)

第7条 正、準会員はそれぞれ、別途理事会に定める、会員入会申込書にその旨記載し、申し込むものとする。

2 正、準会員の入会については、正当な理由がない限り、理事長がこれを認めるものとする。

3 理事長は、その入会を認めない時は、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会に於いて別に定める、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届けを提出したとき

(2) 個人会員については、死亡若しくは失踪宣告を受けたとき、又は団体会員については、その団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、理事会の定数の3分の2の議決を得て、本法人はこれを除名することが出来る。この場合、その正会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又は本法人の定款及び規則に違反したとき

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき

(抛出金品の不返還)

第12条 第10条の退会、第11条の除名に際しては、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しないものとする。

第4章 役 員

(種類及び定数)

第13条 本法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3から9名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会に於いて選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員内で、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超

えてはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、役員になることが出来ない。

5 監事は、役員又は本法人の職員を兼ねることは出来ない。

(職 務)

第 15 条 理事長は本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本法人の財産の状況を監査すること

(3) 本条 4 項 1、2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 本条 4 項 3 号の報告をするために、必要がある場合には総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任 期)

第 16 条 役員の任期は、役員就任の日から 2 年又は役員就任後 2 年目の通常総会の終結の日のいずれか短い期間までとする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず就任後 2 年目の通常総会が、2 年を超えた場合には、当該通常総会終了までその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後に於いても、後任者が就任する迄は、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事の内、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することが出来る。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の不調のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 本法人は、その総会に於いて、役員報酬について議決することが出来る。この場合、報酬についての必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

- 2 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受け取ることが出来る。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を、弁償することが出来る。

第5章 顧問、相談役

(顧問、相談役の任命)

第20条 本法人には顧問、相談役を置くことが出来る。

- 2 顧問、相談役は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は理事会に出席して、意見を述べる事が出来る。

第6章 総 会

(種 別)

第21条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 限)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条に於いて同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から、総会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事より招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも10日前迄に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に於いて出席した正会員の中から選任する。この場合に於いて議長が選任される迄の仮議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することが出来ない。

(議決)

第28条 総会に於ける議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの外、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等となるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、正会員は総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、本法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を

付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要と議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その有効性を証明するため、議事及びその会議に於いて選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印または署名しなければならない。

第7章 理 事 会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その外総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前迄に通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会に於ける議決事項は、第34条第3号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決する処による。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決に於いて、本法人と理事との関係につき議決する場合に於いては、当該理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項について、議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び同氏名（書面による表決者の存在する場合は、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他必要と思われる関連事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に於いて選任された議事録署名人2人以上が、記名・押印又は署名しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業運営から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産区分)

第40条 本法人の資産は、特定非営利活動事業に関する資産のみとする。

(資産管理)

第41条 本法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は総会の議決を得て理事長が別に定める。

(会計原則)

第42条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 本法人の会計は、特定非営利活動事業に関する会計のみとする。

(事業計画)

第 44 条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経ねばならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日迄前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。

2 前項の収益費用は、その後新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。但しこの予備費の使用に当たっては、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経、規定予算の追加又は更正を行うことが出来る。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員等に分配してはならない。

(事業年度)

第 49 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算を持って定めているもの以外の、借入金の借入、その他の新たな債務の負担を行ったり又は権利の放棄を行おうとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 本定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、且つ法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解 散)

第 52 条 本法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による、設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により、この法人が解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第53条 本法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者の内、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 本法人が合併しようとするときは、総会に於いて正会員総数の4分の3以上の議決を経て、且つ所轄庁の認証を受けなければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示すると共に、広報誌「こうほう佐倉」及び官報に掲載して、これを行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第57条 本法人内に本法人の事務処理のために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を配置する。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 雑則

(細則)

第58条 本定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 本定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
 - (1) 理事長 太田 勲
 - (2) 副理事長 高野 祐之
 - (3) 理事 大塚 正明
 - (4) 理事 杉本 和子
 - (5) 理事 三橋 一郎
 - (6) 理事 樋口 武昭
 - (7) 監事 石井 幸一
 - (8) 監事 濱野 歳男
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、本法人が成立した日から 2001 年 3 月 31 日迄とする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2000 年 3 月 31 日迄とする。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 500 円
 - (2) 会費 年額 2,000 円

(定款一部変更 2007年6月 2日付け 役員の種類及び定数)

(定款一部変更 2013年5月12日付け 事務所の変更)

(定款一部変更 2015年5月24日付け 役員の種類及び定数)

(定款一部変更 2017年9月19日付け 事務所、役員の任期、公告等の変更)